

## 第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(赤澤林業振興課振興担当課長) ただいまから平成22年度第6回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。本日は小原委員、照井委員、西出委員が所用のために欠席されておりますけれども、委員10名中7名の委員にご出席いただき、過半数に達しておりますので、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第6条第2項の規定によりまして会議が成立しておりますことをご報告いたします。

今回の委員会では、報告事項としましていわて環境の森整備事業の施工地審査に係る報告について、また協議事項といたしまして、いわて環境の森整備事業の施工地審査について及び平成23年度以降の「いわての森林づくり県民税」についてをご審議いただくことを予定しております。

それでは、以降の進行につきまして岡田委員長にお願いしたいと思います。

(岡田委員長) それでは、皆さん年度末のお忙しいところありがとうございました。大変重要な委員会ですので、丁寧にやりたいと思いますが、それにしましても残り時間をとらずに要領よく皆さんの意見を吸い上げて参りたいと、こう思います。

早速ただいまの指示に従って報告の2から始めたいと思います。施工地審査に係る報告事項でございますが、提案をお願いいたします。

(事務局から資料に基づき説明)

(岡田委員長) この件は、既に皆さんのところに資料あるいは審査のフォーマット含めてお送りして、既に審査をいただいている件でございました。しかし、一部資料的な不具合があったり、あるいは質問事項があって、今日改めて全体でのこの審査を行うということで、一応報告ではございますが、質問、ご意見をいただいて、実質審査をしたいと、このように思っています。何かありますか。

はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) 先ほど6ページのところで、法人がどのようなところだということで、照井委員のほうから質問があったということなのですが、何組合とおっしゃいましたか。ちょっと済みません、聞き取れなかったのですが。

(事務局) 牧野組合です。

(佐藤誠司委員) 牧野組合って、私はよくわからないのですけれども。

(事務局) 昔馬産というか、馬をつくっていた関係で牧草地をいっぱい持っていて、それが戦争が終わって馬の需要が減ってきたということで、県内各地でそういう組合が積極的に造林した、木を植えた時代があります。それがその後木材価格が下がったり、そういうことが続きまして、なかなか経営ができなくてこのような状態になっているということから整備するというところで進めてきております。

(佐藤誠司委員) 今の件わかったのですけれども、以前もしかして出たかどうかわかりませんが、当然この法人の中で林業をなりわいとしている法人は当然除外はされていることになりますよね。要するに生業をやっていて、それで木材価格の低迷によって採算が合わないからということには該当しないです。多分照井委員もここを聞いたかったのではないのかなと思っていたのですけれども、その辺いかがですか。林業をなりわいとしている法人が対象になっているのか、対象になっていないのかということです。

(事務局) 今まで採択したものの中には、生産森林組合という形のものも一部採択しております。生産森林組合は、いろんな形態があるのですけれども、例えば入会林野とか、所有者がすごい大きいものをみんなで権利を分けて、それを生産森林組合としてみんなで管理していこうということで進めていたものにつきましても、組合員がいなくなったり、あとは町外に出て行ったり、あとは木材価格が低迷しているので経営が成り立たなくなったりとか、そういう箇所もございますので、そういうものについては状況を見ながら、あと保全対象も見ながら提案させていただいているところです。

(佐藤誠司委員) ということは、例えば何とか林業株式会社という法人があって、そこで今のように、例えばもうこの先立ち行かないという場合にこの補助金事業の申請ということで、審査の対象にはなるということによろしいのですか。

(事務局) 保全対象等を見ながら委員のほうに審査いただく場合もあるかと思っております。

(佐藤誠司委員) ただ、その場合に所有形態が法人とか、個人とかということしか表記になってないので、その辺あたりについてはちょっと事業所名まではともかくとして、こういった組合あるいは会社だという説明書きというのは多分必要になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局) 一応公開資料ということで、個人情報伏せて資料を作成しているところ  
です。

(佐藤誠司委員) もしご無理であればそれでいいのですけれども、いずれ法人の場合は  
そういったことで、例えば林業関係団体とかという、そういった括弧書きはもしかして必  
要なのかなと思ったのですけれども、皆様でご検討いただければと思います。

(岡田委員長) 当初この事業の設計の段階でもそんな話はあったのですが、それを決し  
て除外はしておりません。ですから、林業の会社であっても構わない。そして、審査の段  
階でいろいろご意見があって、審査の結果としてどうこうというのは、それはあり得るこ  
とかとは思いますが、不健康な森林をさらに不健康な状態で、周辺にもむしろ考えが及ば  
ないような災害の原因になったり、そんなことがあっては大変だということで、ひとしく  
会社からもこの基金に、条例の中で決められた額をいただいていますから、それは決して  
除外するものではない、そういう理解で進めて参りました。

(佐藤誠司委員) 了解しました。

(竹田林務担当技監) 今の佐藤委員さんのご意見というのは、やはり重要な部分をおっ  
しゃっていると思います。岡田委員長さんお話しになったとおり、明確にそこは確かに除  
外すると明記はされてないのですけれども、いわゆる業として、なりわいとして県民税で  
山を整備してもらおうというものであってはならないと思っておりますし、そのために 20  
年間の伐採規制というものを契約させていただいております。

先ほど生産森林組合というような団体、これはいろいろ事情あってそういった団体であ  
りながら、本来であれば林業をやるために組織された森林組合、生産森林組合ですので、厳  
密に言えばなりわいなのかもしれませんけれども、実際は構成員、地元におられる農業を  
やっている方であるとか、そういった方々が組合員として現物出資した組合であります。  
実質的には経営はそのとおり、なりわいとまではいかないのかなと思います。そういった  
ことでお認めいただいたケースかと思っておりますけれども、委員おっしゃるとおり、なりわい  
として行われる整備に補助金が使われるようなことがないように我々も十分審査して参り  
ますし、当然この委員会でも皆様のご意見をいただいて、そういうものであれば当然ア  
ウトになるものかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(岡田委員長) あくまでもこの審査会が審査をしますので、ご意見としては当然あって  
しかるべきですし、そこからの意見がふたをされているということでもありません。です  
から、遠慮なく、ただいまの発言で結構なわけですが、ただ、今日的な状況で言うと特定な  
森林を持ってなりわいとして成り立っているところがないからこそ、こういう税に

よる県民全員での対応というのは不可欠ですねという、そういう形でこれができ上がっているという、そこは非常に大事なところだと思います。

そのほかどうぞ。

(國崎委員) この後も議題で次年度以降の県民税のことでもありますので、たびたび出ている話題なのですけれども、いま一度ちょっと教えていただきたいと思って質問させていただきます。

資料でいいますと22ページの10 257という事例なのですけれども、特記事項のところに水源涵養保安林ということで、私不勉強なので、ちょっと手持ちの資料をいろいろ見たのですけれども、保安林の場合は切り過ぎるだとか、あるいは皆伐した後の植栽とかをしないということを規制するよなということは本にも書かれていますのですけれども、逆に今回のこのように切らな過ぎると、間伐とかちゃんとしなよな状態で、ある種放っておくよなよなことに対する法的な規制よなよなものはなよなよなのかなよなのよながちょっとよくわからないので、教えていただきたいよなよなことでございます。

保安林は、たびたびここでも議論出ているよなよな一般的なその他の森林と違って、いろいろとお金の面で優遇されているよなよなところとかもありますので、やっぱりちょっと次年度以降に向けて、保安林だからだめだと、実際にだめだよなよなことを言うつもりはないのですけれども、先ほどの観点ではないのですけれども、やっぱりもともといろいろと優遇されてきてよなよな形で、そのかわりにいろいろと縛りをかけさせてもらうよなよなので、保安林をやっつてよなよなことなのに、その保安林が適切な間伐をされてないよなよなよなことはちょっとどうなのかなよなよなところで、切らな過ぎるよなよなことに対するその規制よなよなのはできないのか、あるいは何らかの解釈でやっつていけるよなよなよな余地があるのかよなよなところを無理のない範囲で結構ですので、ちょっと教えていただければよなよなことでございます。

(竹田林務担当技監) 保安林指定されている森林の手入れが行き届かない部分での規制があるかないかよなよなお話であります。通常、間伐をする場合は届けを出すことになっております。これは普通の保安林以外の森林であれば届け出制なのですけれども、保安林は許可制よなよな形です。

では、反対に切らないよなよな部分での指導なり規制よなよな部分なのですけれども、これは保安林あるいは保安林以外の普通の森林も、特に森林・林業基本法で森林所有者の責務よなよな部分では規定はありますけれども、それも努めるものとするよなよな規定でありますので、やらないことへのペナルティよなよなものは現在はないよなよなと受けとめております。

一方、保安林は公益的機能の特に高い森林よなよなことで法指定されておりますので、治山事業よなよな形で国と県の経費でそうよなよな荒廃した保安林については整備するよなよなケースもございます。それは所有者負担ではなくて、税金で整備してあります。

(岡田委員長) ちょっと補足ですが、基本的には國崎先生おっしゃるとおり、きちっと優遇されている、大変その限りで言うところなのに優遇されてもいいのかというぐらいな優遇がありますね。固定資産税は免除です。これだけでも大変大きいですね。それを反対の側面として指定施業要件の中で、これこれをしなければいけないという、これは保安林制度というのは行政処分行為の一形態で、しなければいけない、してはいけないというのがはっきりとしています。その限りで、してもらわなければ困ると。その管理者は県ということになっておりますが、ただし権限も途中で移行をするということがあったり、事実そこがきちっと行き渡らないものですから、特定の保安林を整備する制度というのを一時期設けて手を入れたという経緯があります。なお、従前に保安林であっても指定施業要件、それはその保安林が期待される機能を発揮するということが前提ですから、その機能が発揮されていない限りで指定施業要件をきちっとしていただきますよという県の監督責任というのは問われるという、これは間違いない事実です。

そういう意味で、ここで保安林が出てくる、あるいは保安林とこの事業の関係やいかんと、この問題は大変きちっとどこかで整備をしなければいけない問題だということで、ずっと議論が残っていることも事実でございます。そういう意味で、今回大変いい課題を出していただいていますので、年度が変わればこの問題をきちっと整備をしていくということが当然のように必要だと思います。当面県を責めるというのは大変酷ですので、保安林であっても指定施業要件をきちっと満たしてない保安林はまだたくさんあるというのが事実だという、それに向けてもこの制度が上手にバッファーできればなお幸いだという、そういう立場ではあると。ただ、全く本当にいろんな税金面でも、あるいはそのほかの事業とのかかわりで優遇されていますので、ほかの箇所と全部が一緒というわけにはいかないなど。

それでは、今提案がありましたように、引き続きこの問題をきちっと議論するというところでお願いをしたいと思います。そのほかいかがでしょうか。

「なし」の声

(岡田委員長) もしなければ、一応ここで意思を確認したいと思います。今回出された箇所数にして全部で12施工地44.50ヘクタールですが、この事業として採択をするということでよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして議題のほうに入ります。議題の1、環境の森整備事業の施工地審

査についてでございます。

(事務局から資料に基づき説明)

(岡田委員長) ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見いただきたいと思  
います。

はい、どうぞ。

(國崎委員) 書類の簡単な確認です。調書のほうでいいますと14ページの10 265番と  
いうものなのですが、これは施工予定地一覧表という表のほうで見ますと保安林と  
いう欄のところに一部と載っていて、この調書のほうでは特記事項のところにその旨が書  
かれていなかったの、どっちが正しいのかなということで確認でございます。

(事務局) これは一覧表が正しくて、調書のほうが誤っております。一部保安林に指定  
されております。訂正をお願いします。

(岡田委員長) これは、事前の話し合いのところでは指定を解除するその旨の話し合い  
は。

(事務局) 指定の解除というのは考えておらないというか、なかなか指定は解除できな  
いので、保安林のままで整備するものです。

(岡田委員長) やっぱりさっき出たような問題というのは当然のように起こりますよね。  
これはそもそも優遇されていて、そのように管理されなければいけないという、そういう  
ことが決められている森林だから、それは経済のいかにかわらず県が管理すること、  
その機能をきちっと発現することを県の責任において見ますよという、そのかわり不利益  
がある場合は損失補償までしますよという、そういう制度だから、そうするとやっぱりち  
よっと問題が依然として残ります。

(竹田林務担当技監) 県が保安林の管理という部分においては、国から委任されている  
部分と自治事務で県がやっている部分があるわけですが、基本的に森林施業まで県  
が担保されているということではないと受けとめています。あくまで所有権は個人とい  
うか、その森林の所有者に所有権がございますので、確かに特定保安林制度等で勧告とい  
うような制度で間伐等を所有者に特にやらせるという制度はございますけれども、あくまで  
それも基本は森林所有者ということでこれまで進めてきております。

(岡田委員長) 優遇措置、損失補償含めて行政処分、それは県にやっぱり監督責任があるという、そういう理解です。

(竹田林務担当技監) そういう意味で、管理監督という部分においてはそのとおりだと思いますけれども、ここは大変難しいところなのですけれども、本来的に先ほど基本法の話をしましたけれども、所有者がやはり自分の所有地として適切に管理していただくというのが我が国の森林管理の基本だと考えております。保安林であってもそういった施業については、基本的には森林所有者さんにやっていただくということだと思っております。

(岡田委員長) 実は解釈はむしろ逆です。民有林については国の関与は規制なのです、そもそも。保安林制度というのは非常に早くからあって、それが森林法の中に制度化されない以前の状態で禁伐林制度という独自のものがあって、規制が根拠だから、国家がこれこれをしていない者について規制を加えます、そこが根本なのです。保安林制度は。民有林の根幹はそこです。計画性でも基本はそこです。だから、保安林制度にのっかった場合には県、国、それから今日的には一部市町村に監督責任があるという、そういう立場です。これが同時にダブっていくといろんな優遇措置が重ねて与えられるという、そういうことにも見方によってはなりますし、同時にそこには損失補償みたいな、そういうことをきちっと申請をする権限を持っていますから、いずれこの先きちっと整備をすべきことだと思います。

(竹田林務担当技監) そういう意味では、法律的な部分と実態の管理の部分とのギャップという部分かと思えますけれども、今まさに森林・林業再生プランで国が抜本的に考えていただいている施策を再構築されようとしておりますけれども、この間も林野庁の会議があってちょっと意見を言ってきたのですが、やはり施業勧告という制度は今の森林法の中にもきちんとあるのですけれども、どこの都道府県も、間伐をやっていないから勧告したというその実績はない。委員長おっしゃるとおり、法律的にはそういった規制の制度なのかもしれませんけれども、では都道府県が、あるいは市町村が権限を有している勧告、間伐をやりなさいというものを所有者に命令できているかということ、できていないというのが我が国の実態であると思っておりますので、制度的な部分と、あと実態の部分とのギャップというのは現にあると思っております。そこら辺が今後のプランのいろんな制度改正等できちんとされるのかなとは期待している。都道府県の立場からすれば思っております。

(岡田委員長) ここの局面というのは、県の独自の施策とこの保安林制度という我が国の法律に基づく制度、これをどう仕分けをするかという課題は当初からあった問題で、これはやっぱり実態をそれこそ踏まえつつ、きちっと整理をしたほうがいいと私も思います。

(若生委員) 同じ保安林でもうまく整備がなされて、きちっとその成果が出ている保安林と、そうでなくなってしまった保安林の違いというのはどこから出てくるかというあたりを素人で聞いていると、やっぱりそこを聞きたいので。やっぱり木材価格がどんどん森林を一生懸命つくりましょうといったときより下がってきたことに大もとの原因はあるのかなとは思いますが、そのあたりのところの、それ以外にも例えば同じ保安林でも立地条件がかなり違っていたりとか、うまくいっているケース、そうではないケースということで大きな違いというのは何かあるのでしょうか。

(竹田林務担当技監) きちんと分析調査をしているわけではないので、ちょっと感動的なお話になろうかと思えますけれども、今保安林、あるいは普通林というように別にしないで、我々が所有者さんとお話、あるいはいろいろ補助事業等で山に入ってお話を聞きますと、きちんと山を管理あるいはきちんと山を手入れされている方は、そのとおり木材価格は皆同じなわけですが、やはりこれまでの財産というか、その自分の所有物として熱意、所有者さんの山に対する熱意というもので、ですからなりわいとは別な部分で一生懸命手入れされているという部分が1つあると思います。

もちろんある程度経営的にきちんとしている方は、そういった熱意ではなくて、きちんとなりわいとして経営されているという部分はございますけれども、所有する面積が小さい方できちんと言われる方は、そういった山に対する愛着という部分でやっているケースが、私がお話の方々はそういった形であります。ですから、実際木材価格できちんとして計算すれば、見合わない投資をやっているのかもしれませんが、それはやっぱり先祖伝来の山をきちんとして管理、あるいは木をよく育てたいというのでやっていたらいいのかと思っております。

(岡田委員長) もともと経済の論理を追求するというところをある面では規制をしているのです。この森林はこれこれのために機能させてもらいますよ、そこに受益するのはこれこれですということで、保護する対象、受益の対象というのを明確化した上で、だからこの森林はこういう取り扱いにしてください、そのかわり経済ベースで論理を追求することはまかりならぬという行政処分なのだ。してはいけない、これはしてもらわなければ困るということを明確化しているという、そもそもがそういうものです。私権をそもそも制限をしている、そのかわり損失補償、その経済ベースを追求したときには私はこれぐらいの収益を得られたはずだ、そのことをきちんとして申請をして請求したい、そういう権限を同時に与えられる、そういうものなのです。

(若生委員) 今の時代に合わせてもう少し加えていく部分というか、例えば二酸化炭素の吸収を担っているとか、そういうのを熱意だけではなくて、やっぱり価格というか、そ

れに乗せていって何とかきちっと保全している分だけの、手をかけた分の何かがきちっとその森林管理している人たちに入っていきような制度づくりが国としてとか県としてできていくと、やっぱりきちっと森林を守っているという気持ちだけではなくて、それがなりわいにちゃんとつながって、林業でできると。もしくは農業をしながら林業の部分でもきちっと守れるという形が、それによってできていきような気がするのですが、日本の国の中ではその部分がきちっと目に見えてわかりやすい形とか、お金の換算してというところまでまだまだいっていませんよね。ですので、そのあたりの新しい視点というか、そういうところも盛り込みながら、今までの制度でできなかったところをどう新しいことを加えて成り立つようにしていくのかというのをやっぱり考える時期に来ているのではないかなと思いました。

(岡田委員長) いずれ大変いい問題提起が今回は出ていると思いますので、やっぱりあやふやにしないということで、この1年かかってもいいですから、きちっとやっぱり整理をするということを課題化したほうがいいと思います。

(佐藤委員) 私も不勉強で申しわけないですけども、今の損失補てんの件で、例えば今回この事業で間伐した分は当然経済的な損になるから、その分を逆にそちらのほうの損失補てんでまとめるということがあるのですか。

今私がお話したのは、保安林のところでは損失補てんというお話が出ましたよね。それで岡田先生のほうから経済的に損したときに補てんされるのだという部分で、例えば今回の事業を取り入れて間伐した分、その分は結局所有者にとっては損失になりますよね。以前であれば伐採した木を売っての経済的利益を得るということから考えれば、そういう考えではないですか。

(岡田委員長) 指定施業要件というものがあって、これこれの保安林についてはこういう取り扱いをしてもらいます、しなければいけないという、そういう法律なのです。だから、そのとおり行っていると、ひょっとするとそれがあるかもしれませんが、それ以外のケースについては損失補償だとか、そういうことの事案は多分表面化しないですね。

(佐藤委員) その損失補償というのはあくまでも特異な例であって、普通はそういうことはまずは発生しないという理解でよろしいのですか。

(岡田委員長) そうですね。

(竹田林務担当技監) おっしゃるとおりで、損失補償というのは先ほど岡田委員長さんもお話しになったのですけれども、本来所有物である木を自己の権限を有している所有者

が、自由に切ることができるというのが憲法で保障されたものなのですから、ただ保安林については特に公益的機能が強いということで指定されておりますので、その切る権限を制限されている、切るなということです。特に厳しいのが禁伐という、絶対切ってはならないという、そういう厳しい要件がかかった保安林もございますので、そういった禁伐のような保安林については損失補償、本来切って所有者が得られた利益分を補てんするという制度であります。今回の県民税でやっているのは、むしろ切って売れるような状況ではない、伐採するような経費でむしろ所有者が持ち出さなければいけないようなケースでやっておりますので、そういった利益が出るというものではないと思っております。

(岡田委員長) 保安林は平たく言うと、きちっと管理されているという、そういう線引きの森林なのですよね。だから、そこを不健康な森林だとみんなが言ったからといって、それをこの事業の対象にするというのは、そもそもやっぱり対象の領域としてはおかしい、そういうことなのですよということ。

それでは、そのほかいかがでしょうか。もしなければ、12件でございますが、本事業の対象にするということによろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして(2)番目でございますが、23年度以降のこの事業についてでございます。これは、これまで3回ぐらい話題提供があったり議論をいただいてきた件でございます。いよいよ最終的な取りまとめのところでの確認ということになりますかね、性格的には、提案をお願いいたします。

(事務局から資料に基づき説明)

(岡田委員長) ありがとうございます。具体的な予算額まで含めて今回皆さんにお知らせと、多少意見を伺っていいのかな。ただ、この大枠は決まっているから、具体的な執行にかかわって、もし参考にできるところがあれば吸い上げたいという意味合いの意見ということになるかと思えます。

それでは、お願いをいたします。どうぞ。

(佐藤誠司委員) 先日出張で二戸、一戸まで行くことがあったのですが、行く途中先々の森林、山林を見たら、例の大雪で大分樹木が倒れたというのを目の当たりにしまして、びっくりしたのですが、例えば本事業を5年間やってきたのですが、その中でこの間伐によって、例えば今回想定外の大雪でも倒れなかったのだよみたいな部

分の調査、あるいはその調査によってもしいい結果が出たなら、それを公表して、やっぱりこれはこういうわけで必要なのだよということで啓発事業に生かせないのかなと感じておりました。

以上です。

(事務局) 今回の雪害の関係で、すぐ指示出しまして、行ける範囲で調べてきてくれということを地方事務所のほうに伝えております。その中で昨年度実施した箇所に隣接しまして、今年度実施予定としていた箇所、全く隣り合っていた箇所がありました。そこで昨年度やった箇所については雪害等ほとんどなかったのですけれども、今回、今からやろうとしていた箇所、まさに12月に委員の皆様方から認めていただいた箇所、そこについて大分被害が出ているということで、これはいい例を出せるのではないのかなということを感じております。また、この情報につきましても技術センターのほうに報告しておりますし、技術センターのほうでも取りまとめて現地を見てみたいということですので、何らかの機会にまたご報告できればと思っております。

(佐藤誠司委員) そういった今よいご報告があったので、せっかくマスコミさんもいらっしやるので、どんどんそういったところを新聞等に出していただければ、この事業の意義もわかっていただけるのかなと思います。

以上です。

(岡田委員長) そのほかいかがでしょうか。

(吉田委員) 11ページのところですけれども、これはあえてこれを変えるべきというほどの意見ではなくて、印象だけお話しするのですけれども、11ページの第6のおわりのところの、「その一方で」という3段落目のところなのですけれども、「長びく林業の採算性の悪化や」とか、ここのところは自然にそうやってきたというようなすぐ結局自由化してどんどん自給率も下げて、もうからないような林業になってというのは、国の施策がしてきたにもかかわらず、何だか人ごとのような書き方で、なおかつこれからも懸念されるところですという何とも他力本願的というか、すぐく人ごとのような書き方で、ちょっといま一つな書き方だなと思ったのですけれども、でも今さらこれがどうということではないのですが、でも本当に今また前回もお話ししてしつこいかもしれませんが、TPPの問題だとかいろいろ考えると、やっぱり林業があのと時質問したときにはもう既に十分関税が下がっているのに、今回のTPPによっては余り関係がありませんというようなお答えでしたけれども、でも林業の姿を見ると今後の農業の姿が見えてしまって、あのように関税化を撤廃して、結局はもう自由に入ることによって外材がたくさん入って、国内ではもう全然採算がとれなくなって、だからもうからないから森の所有者も手入れするような

ことができなくなって、どうにかならないかということで県民税を使ってずっとやらなければいけないという、すごく矛盾を感じるなと思うので、ここの文章をどうこうするわけではありませんけれども、やっぱりこうしてきた結果がこうなったという因果関係を考えると、ちょっと成り行き任せのような書き方が少し気になったというところです。

(岡田委員長) それでは、何かコメントありますか。

(事務局) 確かにそうだなという感じはあります。この辺の書き方については、もう一度全体を見て、多少加えるか、それについて少し検討させていただきたいと思います。

(岡田委員長) 修文の余地はあるのかな。

(事務局) 多少は。

(岡田委員長) それでは、ぜひ反映してください。そのほかに。  
はい、どうぞ。

(佐藤淳子委員) 運用の部分ですので、私の立場で言うと多分森林学習の部分なのかなと思っているのですが、先ほど吉田委員がおっしゃったように、非常に先行きだけのことを考えると、とても暗い話だなというのを思わざるを得ません。最も大切なのは、次世代の担い手という人をつくり上げるということが必要なのだけれども、それは人づくりと、それから仕組みづくりですね。担い手になれるような仕組みをつくらない限りは、担い手も育たないと思うのです。

そうしましたときに、仕組みづくりの大きなところはさまざまな魅力を考えながらやらなければならないと思うのですが、この森林環境学習の来年度新規に行おうとしている教材づくりの部分ですね。このイメージ図だけを見ると、環境が自然環境のイメージに読み取れるのですが、もちろん自然環境というラインの中での森林という考え方もあるでしょうけれども、担い手ということの一端をもし担える教材という視点に立てば、今学校ではキャリア教育というものは小学校から推し進められてきている部分があります。できるだけ中学校や高校で実際に職場体験をするということがあって、さまざまな職場でそれを受け入れてくださって、子供たちを育ててくださっているのです。

その流れからいうと、本当に子供たちの中には森に生きてみたいと思う子も出てくると思うのです。そして、出てくるような環境をつくるということと、もし意欲の萌芽があった場合に、こうしていけば実際に森で生きていけるのだよという、甘ったるい口マンチストな話ではなくて、やっぱりお金が回っていかないと担い手になれないわけですから、そういった仕組みを教えていけるような教材をつくっていくという視点も必要なのではな

いかなど。自然がいいからとか、森が好きだからとただただ担い手にならぬと思うので、そのプラスアルファのところで、どう経営をしていけば大好きな森の中で生きていけるかという視点での教材開発も具体的に進めていただければ、少しでも前向きな方向になるのかなと思ったりしました。

(竹田林務担当技監) 教材については、23年度の取り組み検討から始めますけれども、ただいまの佐藤委員のお話を伺いまして、個人的な思いを言えば、小学生からキャリア教育に向けたそういった取り組みというのがもう既に始まっているというのはちょっとびっくりした部分はありますけれども、やはり先ほど吉田委員からご指摘のあった部分、11ページ、2段落目で本県においても国のそういった大きい施策に呼応して意欲的な林業の担い手の育成、あるいは路網整備、機械導入による間伐の低コスト化などに積極的に取り組んで、林業、なりわいとしての森林づくりというものを推し進めますよということをまずここで述べております。そのとおり、委員おっしゃるとおりそれを進めるにはやっぱり担い手だということで、これは県民税とは別に林業のほうの施策できっちり取り組んで参ります。

そして、あわせてちょっとお話しさせていただければ、吉田委員からご指摘のあった部分ですけれども、ここについては言葉足らずで誤解を生じるような書き方かなというのをちょっと反省しております。ここで申し上げたかったのは、今日もご審査いただきましたけれども、どうしてもそうやって林業ですべて山をよくしていくというのは理想なわけですけれども、そうはいつでも個々の所有者さんではこういった形で、ちょっと事情があってそちらには参加できないような所有者さんもおられるので、そういったところは林業では何ともならないということでこういった記述になりました。文章については誤解のないようにもうちょっと工夫はさせていただきますけれども、そういった思いで書いた部分であります。

(若生委員) 先ほどの森林学習のところに加えて、教材のことに関しては出ているのですが、それを伝える人も育てていくというか、再々教材よりも伝える人をもっと育ててふやさないと伝わらないよという声を県民の皆さんからもいただいているので、ここには明記されていないのですけれども、そういうことに関してもこれからこの事業の中でやっていけるのか。やっていけるのであれば、どこかにちょっとそこも見えるような形で盛り込んでもらえればいいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(竹田林務担当技監) 県土は広いので、いわて森のゼミナール、この4ページのところに森の実践ゼミナールという一般県民向けの講座があるのですけれども、こちらでちょっと説明書き読みますと、地域の自主的な森林づくり活動の実践支援と書いてございますけれども、これ何やっているかという、やはりこのゼミナールで目標としている、目指し

ているものは、各地域、各地域、小さいエリアの中で主体的に県民の皆様に取り組んでいただくというのが理想なわけですし、そのリーダーをこの森の実践ゼミナールで、養成と言ったらちょっとおこがましいのですが、勉強していただくということで今進めております。一気に進まない部分かと思えますけれども、そういった形で森林、林業の重要性、あるいは実際に山づくり、こういった県民参加の森林づくりを進めてもらえる方をここで養成していくというものでございます。

(岡田委員長) 余り納得しない顔がちょっと幾つかあるので。たくさんここはこれまでも意見がありましたし、議論が出ているところでございます。

1つは、やり方の問題ですよね。県が事業主体だということになってはいますが、きちっと今技監が言われたようなそういう考え方、発想がきちっとそれを事業として行うさまざまな者に伝えられて、そういう形で実践されているかどうかという、この問題は大きいですよ。すなわち、丸投げにするなど、きちっと責任持てよという、そういうことですよ。それができているかどうかですよ。ここは重要なところだと思います。そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(若生委員) 今の回答いただいたところをもうちょっと具体的に、地域のそういう活動の支援ということで終わらせないで、その地域での担い手を育てるとか、伝える人を育てるとか、もうちょっと具体的にここに書き込むというのは難しいのですか。

(竹田林務担当技監) この作文もちょっと言葉足らずだと思いますので、ここはちょっと修正させていただきます。

(岡田委員長) ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ、お願いします。

(國崎委員) こだわるわけではないのですが、吉田委員がおっしゃった11ページのところなのですが、やっぱりこれ素直に読むと森林とか林業とか、あるいはそういうような教育にかかわっている私とかであれば、ちゃんと意図が読み取れるのですが、素直にこの文章だけを読んでいくと、やっぱり日本の森林とか林業についてはもう暗い未来しかないというように読めてしまうのです。順番としては、基本的には森林・林業再生プランというのが順調に軌道に乗っていけば、バラ色とは言わなくてもそれなりのその分、出口というか、それなりに明るい将来というのは多分あるだろうと思われるのですが、それをその一方でという形で「懸念されるところです」と受け取ってしまうと、森林・林業再生プランだとか、あるいは森林環境税などでいろいろと取り組んでもやっぱ

りだめなのだよと読まれてしまうところがあるので、なかなか大きく段落というか、構成を変えるというのは難しいのかもしれませんが、要は森林・林業再生プランなどで順調に軌道に乗るまでにはやっぱりどうしても時間がかかると。その間のタイムラグのような形で十分に整備できないような森林とかというのがどうしても時間差で出てしまうと。そういったところを例えば県民税などを使って少しでも解消していくとかというようなところが実際のところだと思いますので、何かちょっと書き足したりとかするところで、そういった暗い将来しか待っていないような誤解を受けるような文章にならないように、ちょっといろいろと検討いただければと思います。

(岡田委員長) よろしいですかね。なかなか難しいのかもしれないけれども、よろしくお願ひいたします。

そのほかいかがですか。なかなか意欲的な新しい事業が実は出されております。

「なし」の声

(岡田委員長) それでは、ただいまいただきましたような意見、できるだけ組み込む、あるいは吸い上げるような形で県民に広く周知をいただいて、なおその趣旨を反映した取り組みをぜひともお願ひをしないと、このように思います。

それでは、急ぐようですが、議題の3、その他でございます。

(事務局) それでは、その他ということでございますが、今委員の皆様にいわたの森林づくりフォーラム 2010 のチラシを配付しております。これは、先日1月23日にフォーラムを開催した際に、参加された方々にすべてお配りした資料でございます。若生委員におかれましては、パネルディスカッションのパネラーということでご参加いただきまして、大変貴重なご意見もいただいております。その場で県民税のこれまでのかかわりを通していろいろな思いなどについても紹介していただいたところです。

また、当日会場のほうに参加していただきました委員の方々におかれましては大変ありがとうございました。この当日のフォーラムでございますけれども、おかげさまで230名の参加者をいただきまして、無事終了させていただきました。裏面にそれぞれご紹介、あるいは出演いただいた方々の略歴、あるいはコメント等を書かせていただいております。

また、休憩時間10分間ほどございましたけれども、先月、県の女性林業職員5名から成る「森のあねっこ」というのを結成しましたが、そのあねっこから司会のテレビ岩手の藤村アナウンサーだったのですけれども、この10分間を利用して森林環境ですとか県民税のPRなどもさせていただいたところです。

ちなみに、森のあねっこなのですけれども、まだテレビにも出ておまして、2月の毎週月曜日の「ニュースプラス1いわて」が終わって7時の番組が始まる間のちょうど5分

間の中に2分程度なのですけれども、「ここばな」という番組がございまして、毎週月曜日放送しております。この間2月7日に1回目放送されましたけれども、内容はすべて同じなのですけれども、来週以降もこれから3回ほど放送される予定ですので、ぜひ皆様方にもごらんいただければと思います。

あとは、パネルディスカッションでもいろいろご紹介いただきましたほか、会場のほうからも意見などをいただいております。2名から意見がございましたが、やっぱり間伐材を使うという取り組みは大事だなということで、学校でもストーブ使えるような取り組みができないかですとか、あるいは団塊の世代の方々はいさごころ山に入ったのだけれども、その人たちが山に親しむことが少なくなった今の子供たちに伝えるような、そういう取り組みが必要ではないかといった、そういったような貴重なご意見もいただいたところです。

私からは以上でございます。

(岡田委員長) ありがとうございます。その他で、先月23日、残念ながら私出席できなかったのですが、大変好評だったようで、皆さんからいろんな感想めいたことをお聞きしています。ありがとうございます。そのほか。

はい、どうぞ。

(事務局) 事務局のほうからになります。次回の評価委員会につきましては、3月の下旬を予定しております。その場では促進事業の関係の審査が中心というようなこととなります。その促進事業につきましては、来週から約1カ月間募集しますので、例年ですと午前中から午後にわたる非常に長丁場の評価委員会になるというような状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。詳細につきましては、後日各委員のほうにご連絡申し上げたいと思います。

以上でございます。

(岡田委員長) そのほか。

どうぞ。

(若生委員) フォーラムでは実際ふだん接することのない現場の方たちとも、ちょっと二言、三言、話を交わすことができました、私にとっても非常にありがたい機会をいただいております。

その中で県民参加の森林づくりで活動している皆さんから、今までも弁当代は出せないよ、人件費は出せないよということで、最初の税のスタートから、向こうからは要望され、こちらからはだめですと返事してきた部分について、弁当代はともかく事務経費とか、その事業を成り立たせて申請するためにやっぱりかなり継続して熱意だけではない部分の労力を使っている方たちがいて、その事業に参加する方があってふえてきてということが5

年間すごく感じるのですけれども、それを自分たちで回っていけるようにということとか、継続をさらにするようというときに、いま一度ちょっと考えてみる機会を新しい税がスタートするときに持ってはいかがかなというか。本当に納める側の県民としても必要なこと、それからその事業を県民参加の森林づくりの主体となって行う県民にとっても必要なことというのを両方の面からちょっと丁寧にもう一度新しい税のスタートの際に話してみたいなというのを当日ちょっと感じましたので、一言ちょっとお願いを申し上げたいと思います。

もしかしたら私たちが勝手に思っているよりも直接行っている方、何名かの方から、私たちがオープンな感じでこういう部分を加えてほしいとか、これは必要というのを生で聞けるような機会というのがもしかなのであればつくっていただければ、本当によく働く税の働きというのができてくるのかなと思いますので、そのあたりのところもよろしければお願いしたいと思います。

(岡田委員長) 大変重要な問題提起なのですが、3月にはもう審査を行わなければいけないという、こういうスケジュールですから、今のことはこの3月に行う審査も踏まえて、委員から問題提起あったことを少し時間をかけてと、余り時間をかけても仕方ないので、具体的なこういう場合どうだ、こういう場合どうだとか、そういう事例を少し集積して検討をするということが必要かもしれませんね。

それなりに時間がかかって議論をした上で今の形というのはでき上がっている、これはそのとおりですから、それはそれで尊重しなければいけないと。しかし、なお意見がいっぱい皆さんからあるということであれば、それは確かにこの委員会としても非常に大事な議題ですので、若生委員からの提案についてはぜひとも真摯に受けとめていきたい、あるいはそのように事務局としても配慮をお願いしたいと思います。

はい。

(國崎委員) 確かに今の若生委員のご指摘というか、大事だと思うので、でも相変わらず飲食のほうは私はどうかなというのはあるので、ただ事務経費的な部分というのは、例えばちょっと話ずれますけれども、私たちが研究とかのお金を国なりある団体とかからいただいとくときとかによくあるのは、研究で使うお金の部分と、それ以外にそういう研究の活動を進めるためにサポートして下さる事務の人たちのいろんな経費というのがまた別途ついてくるというようなところもありますので、やっぱりざるのような形でどんどん出すというのはできないにしても、例えば一定の割合とか、あるいは何かちょっと細かい情報を出してもらって、だったらこれぐらいの事務経費というのはつけてもいいのではないかなというようなことは確かに検討する必要はあるのではないかなというのは私も個人的には感じたところなので、そのあたりのところを何か議論等々する機会が持てればなと私も思います。

(岡田委員長) それでは、各委員そういう意向が強いので、よろしく願います。

(堀江林業振興課総括課長) 今この場でお約束をできるものではありません。それから、多少時間かかるかと思えます。恐らく3月の事務評価委員会でのご審査は、これまでの現行制度の延長線でご議論いただく中で、どこまでよろしいかと。できるだけ多くの方々に参加してほしいという思いもあるということと、それからこの制度が20年も30年も続くかどうか、これはわかりませんので、そのときに制度がなくなったときに、そういう活動がとまってしまうというのもこれまた困った話ですので、そういう自立的な活動を促すという視点も必要でございますので、その中で例えば飲食料がいいのか、あるいは人件費的なものがあるのかどうかとか、あるいは事務費的なものがあるのかどうか、そういうのを少しこの1年議論させていただければと今お話を聞いて思いましたので、どうぞよろしく願います。

(竹田林務担当技監) あともう一つ、若生委員からすごくいい意見だなと私も受けとめて、これもお約束できる話ではないのですけれども、もしできるのであれば、大体もう三十数団体、今県民参加の取り組みやっていますけれども、そういった代表の方と検討委員の皆さんと直接いろいろ意見交換なり状況なりをお聞きする場もそれこそ設けていいのかなと、お願いしていいのかなと若生委員の意見を聞いて今思っております。こちら辺もちょっと検討させていただければと。これまで山のほうには直接行っていただいたりもしていたのですけれども、そういった活動団体との意見交換、そういった検討委員会もあってもいいのかなと思っておりますので、その際はよろしく願いたいと思います。

(岡田委員長) ありがとうございます。随分と中身のある議論をいただきましたが、会場も寒そうですので、もうやめましょう。

以上で今日のすべてを終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

(赤澤林業振興課振興担当課長) それでは、以上をもちまして平成22年度第6回いわての森林づくり事業評価委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。